

和歌山県の令和7年度決算に係る健全化判断比率等(暫定値)

和歌山県の令和7年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率(暫定値)は以下のとおりです。

健全化判断比率

(単位: %)

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
令和7年度	—	—	12.9	196.5
令和6年度	—	—	10.8	200.3
早期健全化基準	(3.75)	(8.75)	(25.0)	(400.0)
財政再生基準	(5.00)	(15.00)	(35.0)	

1 ()内は、道府県早期健全化基準及び財政再生基準(地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第7条・第8条)

2 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は「—」表示

資金不足比率

(単位: %)

特別会計の名称	⑤資金不足比率	備考
和歌山県立こころの医療センター事業	—	経営健全化基準 20%
和歌山県工業用水道事業	—	経営健全化基準 20%
和歌山県土地造成事業	—	経営健全化基準 20%
和歌山県流域下水道事業	—	経営健全化基準 20%
和歌山県宮港湾施設管理	—	経営健全化基準 20%

* 資金不足額がない場合は「—」表示

(連絡先)
総務部 総務管理局 財政課 企画班
担当: 井上、佐藤
電話: 073-441-2161
内線: 2236

和歌山県の健全化判断比率等算定対象

